(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 5年 6月 28日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者 〒850-8685

住 所 長崎市魚の町4-1

氏 名 長崎市上下水道事業管理者

上下水道局長 野瀬 弘志

(担当: 浄水課 浄水施設係TEL 095-829-1213)

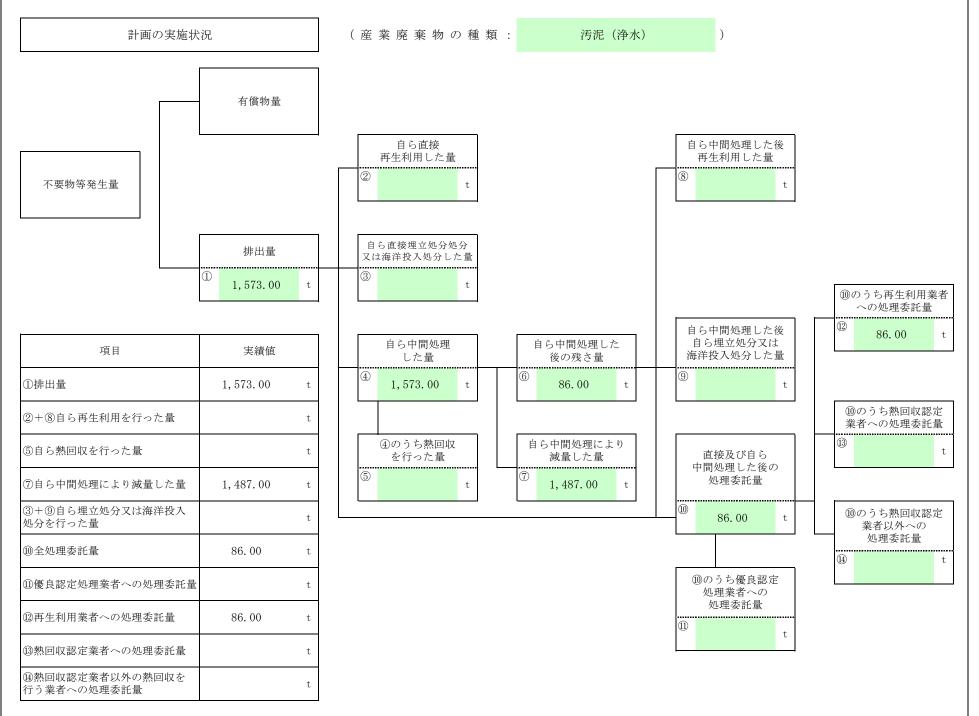
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 10 項の規定に基づき、令和 4 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	道ノ尾浄水場
事業場の所在地	西彼杵郡長与町高田郷38番地
事業の種類	水道事業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和4年 4月 ~ 令和5年 3月

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	1,600 t	全処理委託量	90 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	90 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	1,510 t	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)



(第2面)

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載 した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14) に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記 入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【添付資料】

令和 5年 6月 30日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住所 長崎市玉園町2番37号 氏名 株式会社長崎西部建設 代表取締役 岩本 隆宏 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 095-822-8501

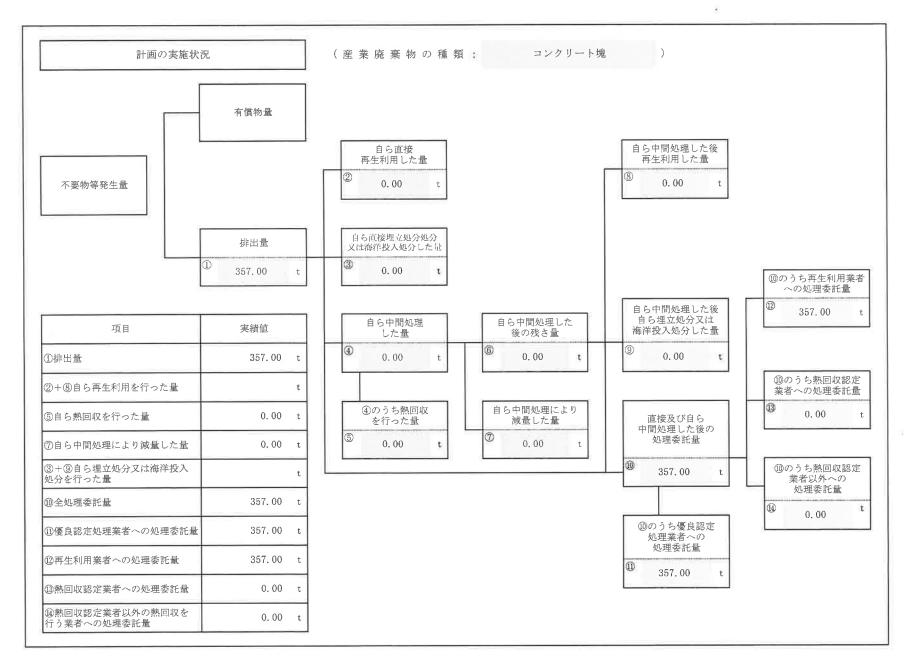
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物 処理計画の実施状況を報告します。

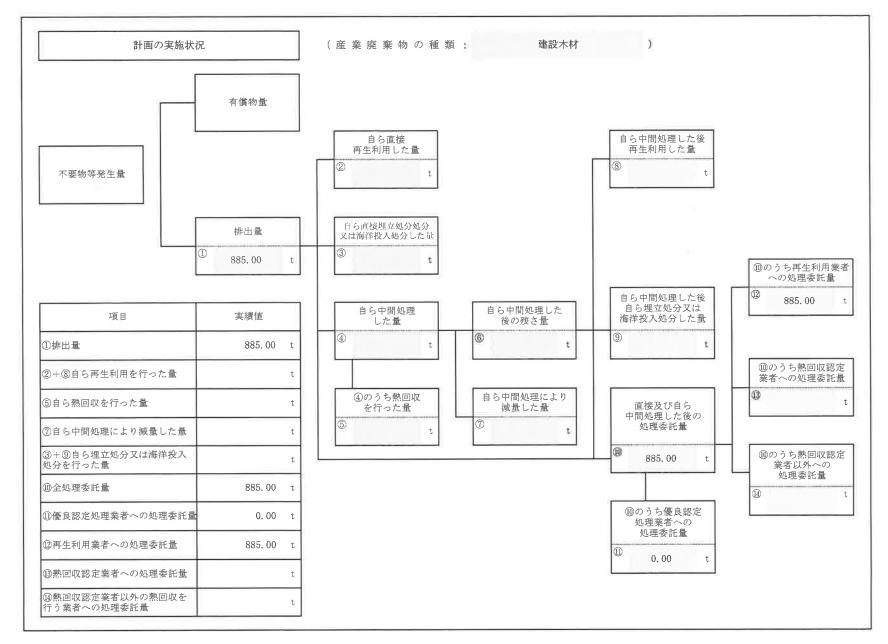
事	業 場	最 の	名	称	株式会社 長崎西部建設
事	業場	の別	f 在	地	長崎市 玉園町2番37号
事	業	の	種	類	O6 総合工事業
産業	業廃棄物 計	処理計 画	画に 期	おけ間	令和4年5月1日~令和5年3月31日

| |産業廃棄物処理計画における日標値

※事務処理欄

業発果物処理計画における日標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	2327.4t	全処理委託量	2327,4t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	/t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1396,4t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理 委託量	2784.8t
自ら中間処理により減量 す る 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t
自ら埋立処分又は海洋投入 処 分 を 行 う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	受付
			1 - 5 6 30





- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。 2
- 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に 3 記載した目標値を記入すること。

令和4年 6月 25日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

- (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
- (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
- (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
- (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
- (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
- (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
- (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
- (9) (9欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
- (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
- (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
- (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
- (13) ③欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量

- (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者へ \mathcal{O}
 - 焼却処理委託量
- 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を 5 記入すること。
- 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業 廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- ※欄は記入しないこと。 7

2023年 4月14日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 長崎市戸町五丁目642番地2 氏 名 長崎中央生コン株式会社 代表取締役 野口 伸一

電話番号 095-898-4061



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処 理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	長崎中央生コン株式会社 諫早工場
事業場の所在地	諫早市津久葉町5番地143
事業の種類	21 窯業・土石製品製造業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和4年4月1日~令和5年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

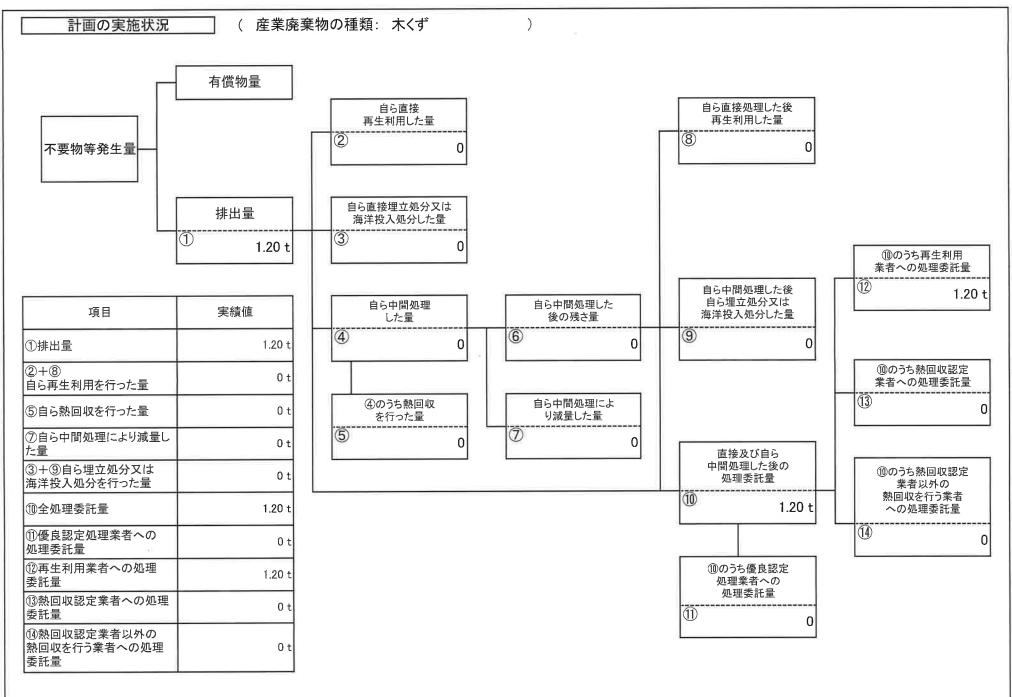
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	3,510 t	全処理委託量	1,510 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	2,000 t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t

※事務処理欄

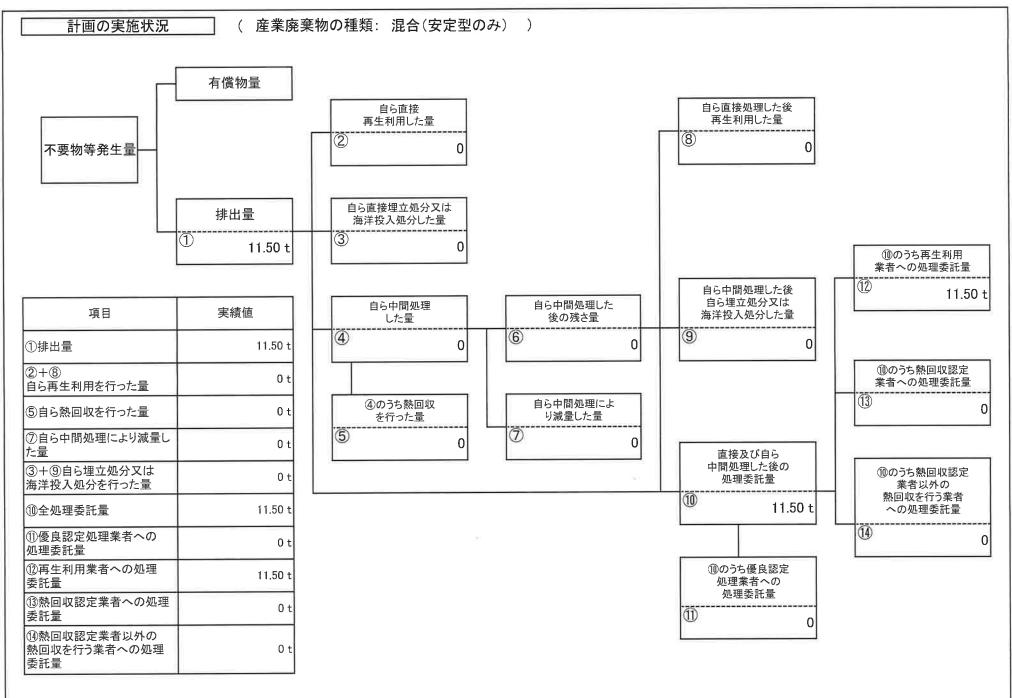
(日本産業規格











- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載 した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14) に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ①欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者) への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ③欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ④欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記 入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和5年 5月 11日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住所 長崎県諌早市栄田町21-22

氏名 長崎ブロイラー産業株式会社

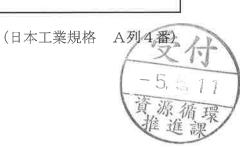
代表取締役 池松 和彦

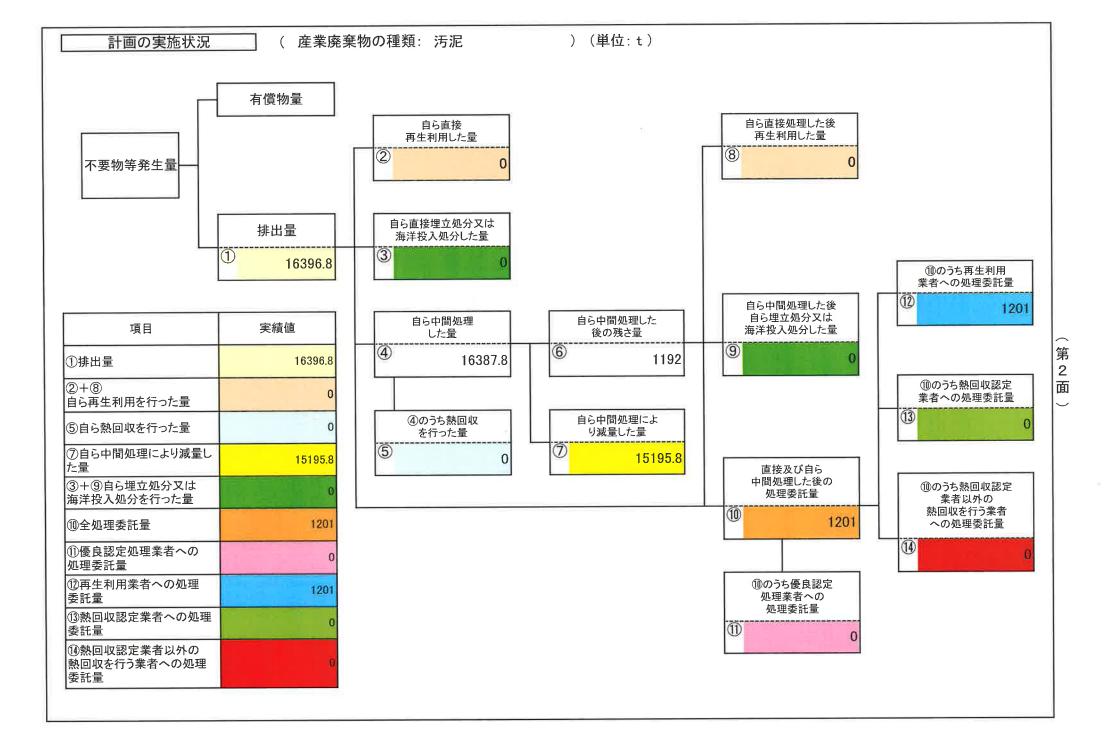
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

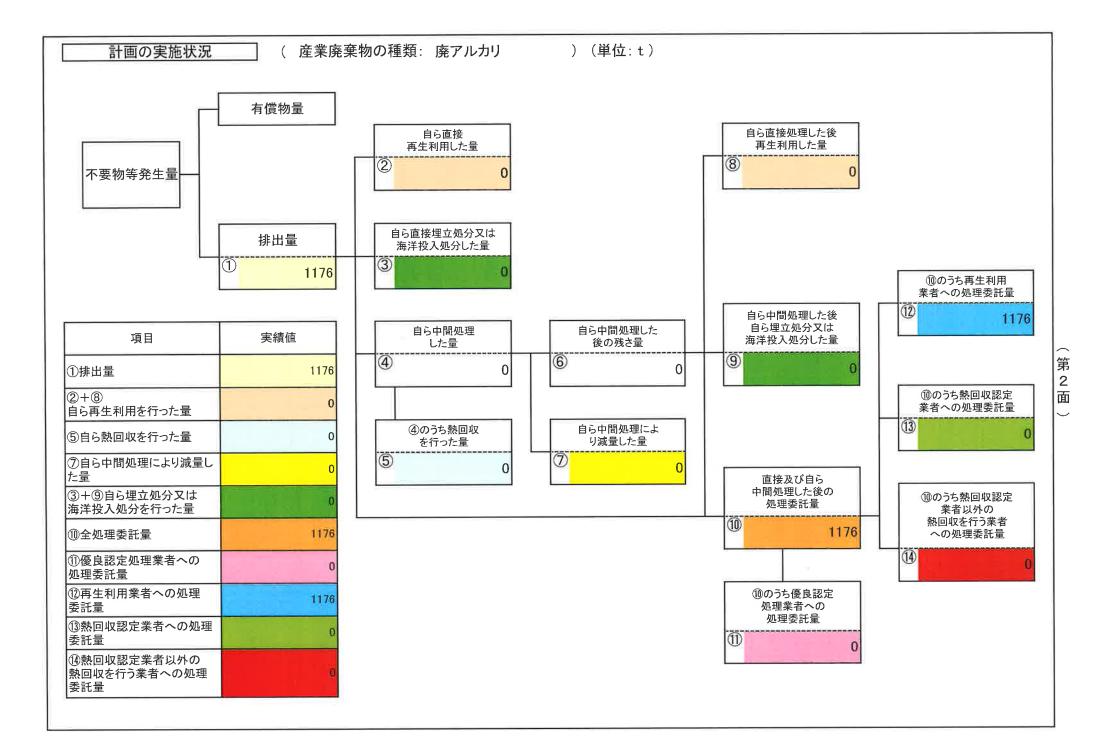
電話番号 0957-25-1400

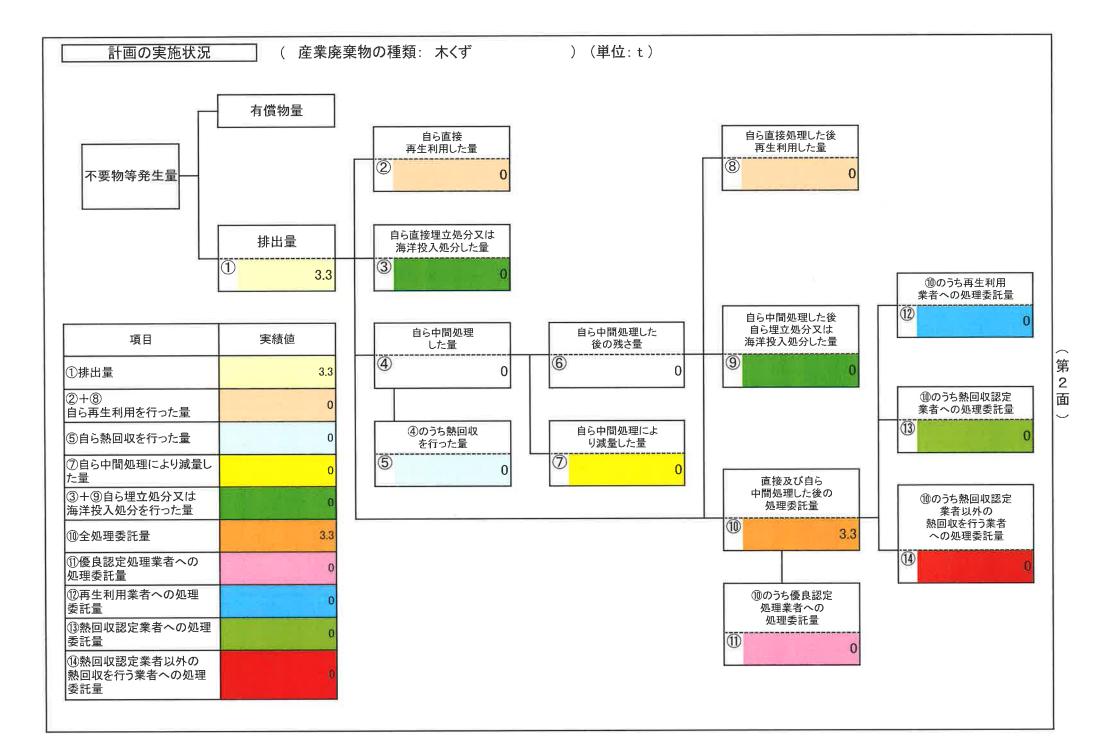
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和業年度の産業廃棄物 処理計画の実施状況を報告します。

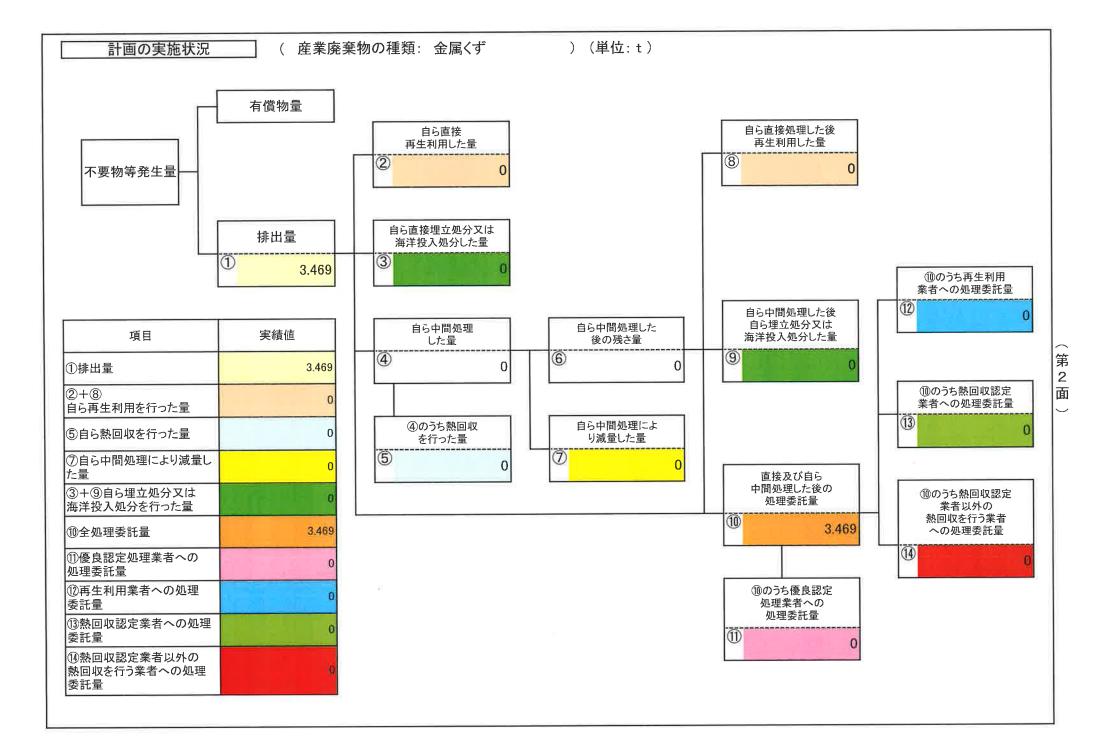
事業場の名称	長崎ブロイラー産業株式会社			
事業場の所在地	長崎県諌早市栄田町21-22			
事業の種類	09 食料品製造業			
産業廃棄物処理計画における計画期間	4 令和 \$ 年4月1日 ~ ~	5 今和 4年 3月31日		
産業廃棄物処理計画におり				
項目	目標値	項目	目標値	
排出量	16115.5t	全処理委託量	2, 115. 5 t	
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者へ の処理委託量	t	
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	2,100 t	
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	14,000 t	認定熱回収業者への 処理委託量	t	
自ら埋立処分又は海 洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	
※事務処理欄				











令和 5年 4月11日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 長崎県西彼杵郡長与町659番地1 氏 名 長与町長 吉田 愼一 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 095-883-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 10 項の規定に基づき、令和 3 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	長与浄化センター		
事業場の所在地	長崎県西彼杵郡長与町岡郷658番地2		
事業の種類	36 水道業		
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和 4年 4月 1日~令和 5年 3月31日		
产業廃棄拠加田計画における日価値			

産業廃棄物処理計画における目標値

	SHWIE		
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	1, 750 t	全処理委託量	1, 750 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1, 750 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

(第2面

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載 した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14) に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記 入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

汚泥処分量集計表

汚泥処分業務委託(ハラサンギョウ)の実績値(し渣込み総量)

<i>如分</i> 月	汚泥処分量 (t)			備考	
	R01	R02	R03	R04	
4月	149.17	140.00	142.85	164.68	
5月	182.82	133.68	132.68	142.24	
6月	145.62	146.07	151.89	145.29	
7月	158.62	146.41	145.52	135.78	
8月	148.66	136.36	132.95	147.50	
9月	135.04	142.81	129.84	126.27	
10月	157.98	139.32	135.94	126.34	
11月	148.50	140.11	136.18	119.71	
12月	135.45	159.26	146.26	139.05	
1月	141.86	143.33	129.48	145.42	
2月	147.70	145.97	139.34	132.76	
3月	171.38	180.44	180.44	148.57	
合計	1,822.80	1,753.76	1,703.37	1,673.61	

 $\times 1$

X1

報告書(第2面) ①排出量

⑩直接及び自ら中間処理した後の処理委託料

1210のうち再生利用業者への処理委託料

計画書(第2面) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 排出量

(第4面) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 全処理委託料、再生利用業者への処理委託料

マニュアル(P5)

<例:汚泥の場合>

① 製品の生産工程又は一連のプロセスの中に脱水・乾燥工程が組み込まれている場合:その脱水・乾燥工程の後の重量とする。

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 4 年 6 月 30 日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 長崎市小江原5丁目8番22号 氏 名 錦建設工業株式会社 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 代表取締役 前田 大介

電話番号 095-846-6111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 10 項の規定に基づき、令和 4 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	錦建設工業株式会社		
事業場の所在地	長崎県内一円		
事業の種類	D-建設業 06総合建設業		
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日		

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	635.0 t	全処理委託量	635.0 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	575.0 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
· ※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載 した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記 入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和5年 6月28日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 長崎県諫早市貝津町 1008

氏 名 西日本高速道路メンテナンス九州㈱

長崎保全センタ

センター長 窪 電話番号 0957-25-2153

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 10 項の規定に基づき、令和 4 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

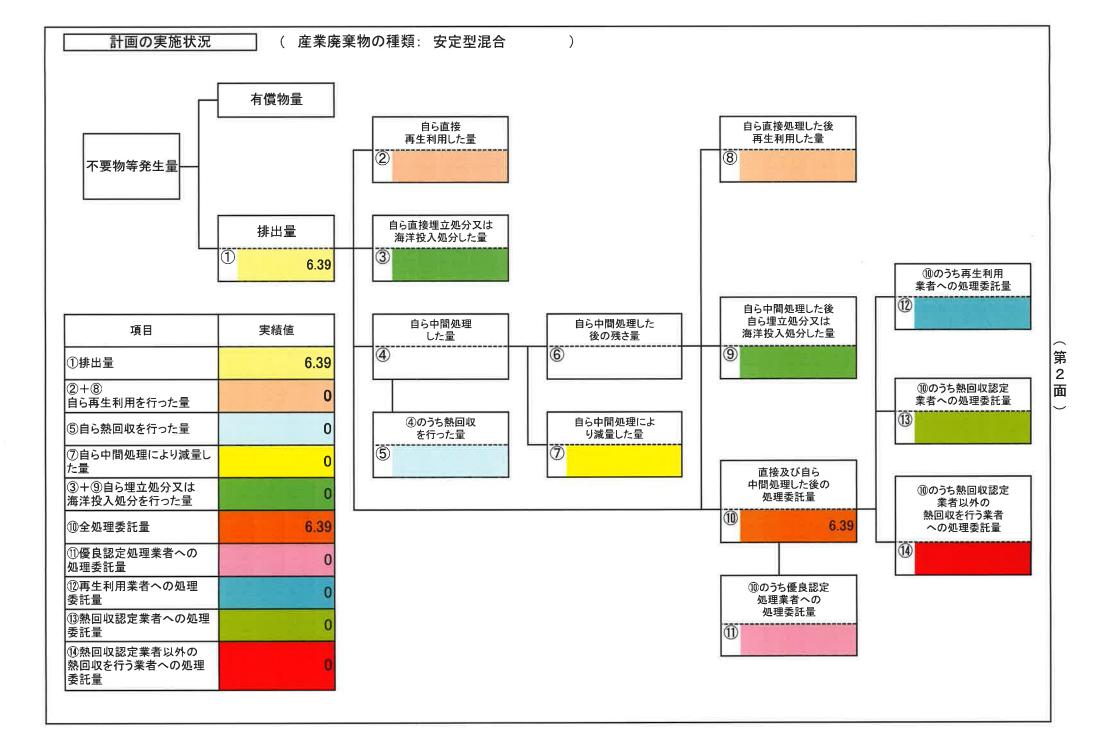
事業場の名称	西日本高速道路メンテナンス九州㈱ 長崎保全センター	
事業場の所在地	長崎県諫早市貝津町 1008	
事業の種類	06 総合工事業	
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間 令和4年 4月1日~令和5年 3月31日		

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値	
排 出 量	3000.0 t	全処理委託量	3000.0 t	
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への 処理委託量	200. 0 t	
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2800.0 t	
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への 処理 委託 量	0.0 t	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t	
※事務処理欄				

(日本産業規格 A列4番)

-5, 6, 28



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載 した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14) に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ①欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者) への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記 入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理計画書 内訳書 (廃棄物の種類が3つ以上ある場合この表を使用してください。)

別紙

数字(t)

														
	廃	棄物の種類	木くず	アスファルトがら	コンク リート がら	汚泥	金属 くず	安定型混合	廃プラス チック	がれき				合計
廃	廃棄物の排出の抑制に関する事項													
	①現状(R4年度実績)	排出量	2,481.7	368.9	43.0	119.6	4.7	6.4	5.3	63.8				3,093.4
	②計画(R5年度計画)	排出量	2,300.0	300.0	40.0	100.0	4.0	6.0	5.0	50.0				2,805.0
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項														
	①現状(R4年度実績)	自ら再生利用を行った量	+		2		-	-	1	9 :				0.0
	②計画(R5年度計画)	自ら再生利用を行う量	-	7-1		-	1	-	1	Ī		y		0.0
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項														
Г	①現状(R4年度実績)	自ら熱回収を行った量	-	Ĩ	1	+	Ţ	- 1	1					0.0
		自ら中間処理により減量する量	-	-	1.	1	J	-	1				J 17	0.0
	②計画(R5年度計画)	自ら熱回収を行った量	-	-	-	-	F :	-	1	V=4				0.0
		自ら中間処理により減量する量	-		-	-	Ī	=						0.0
自	っ 行う産業廃棄物の埋立	Σ処分												
	①現状(R4年度実績)	自ら埋立処分を行った置	=	=:	=			7	-	1 3 - 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4 25		1 4	0.0
	②計画(R5年度計画)	自ら埋立処分を行う量	FR:	- 1	ij.	. =		-		9				0.0
産	業廃棄物の処理の委託	に関する事項												
	①現状(R4年度実績)	全処理委託量	2,481.7	368.9	43.0	119.6	4.7	6.4	5.3	63.8				3,093.4
		(内訳)優良認定処理業者へ処理を委託した量	- 1	1 =x -1	=	1	ń	377	3),	63.8				63.8
		(内訳)再生処理業者へ処理を委託した量	2,481.7	368.9	43.0	119.6	4.7	建了	5.3	63.8				3,087.0
		(内訳)認定熱回収業者へ処理を委託した量	2	(a)	19,	10	ý		1 12					0.0
1		(内訳)認定以外の熱回収業者へ処理を委託した量	=	-,0	-	4	==	120	-					0.0
	②計画(R5年度計画)	全処理委託量	2,300.0	300.0	40.0	100.0	4.0	6.0	5.0	50.0				2,805.0
		(内訳)優良認定処理業者へ処理を委託する量	=	7200	-	-	1 111	-	-	50.0				50.0
		(内訳)再生利用業者へ委託を委託する量	2,300.0	300.0	40.0	100.0	4.0	: - :	5.0	-				2,749.0
		(内訳)認定熱回収業者へ処理を委託する量	2	-	į	-	ï		-				la ñe l	0.0
		(内訳)認定以外の熱回収業者へ処理を委託した量	-	7-2	-	± .	-	-	-	- 1				0.0

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 5年 6月 8日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 長崎県松浦市御厨町北平免576番地1 氏 名 西日本プラント工業株式会社 松浦事業所長 藤田 修二 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0956-72-1205

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 10 項の規定に基づき、令和 4 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	西日本プラント工業株式会社 松浦事業所
事業場の所在地	松浦市御厨町北平免576番地1
事業の種類	設備工事業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和4年4月1日~令和5年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値						
排 出 量	206.075 t	全処理委託量	206. 075 t						
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への 処理委託量	132. 571 t						
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への 処理委託量	77. 235 t						
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t						
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t						
※事務処理欄									

(日本工業規格 A列4番)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載 した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14) に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ④欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記 入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。